

函館市地域交流まちづくりセンター

担当部局	企画部 企画管理課 (連絡先 : 0138-21-3621)
所在地	函館市末広町4番19号
目的	この施設は、次の3つを主な目的とします。 ○ 市民が営利を目的とせず、自発的に行う公益的な活動の支援 ○ 市民の文化活動および交流の機会の提供 ○ 地域の情報の発信
事業概要	1 市民活動に関する助言、学習機会の提供その他の支援に関すること 2 市民の文化活動および交流に関する講座の開催等学習機会の提供に関すること 3 地域の情報の発信に関すること 4 市民活動、文化活動等に必要な施設および設備の提供に関すること 5 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業
開館時間 休館日	1 開館時間 午前9時から午後9時まで ただし、市長が必要と認める場合は、変更することができます。 2 休館日 1月1日から1月3日までの日および12月31日 ただし、これ以外に器財点検等施設の安全性を確保するために必要な場合、月1回程度の休館日を設定することができます。
施設概要	1 大正12年新築、昭和5年増築、平成19年2月改修工事完成、同年4月開館 2 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建 (塔屋部分のみ5階) 3 敷地面積 2,089.23㎡ 延床面積 2,808.17㎡ 4 施設内容 ・ 1階 総合インフォメーション、観光・まちづくり検索コーナー、休憩コーナー (喫茶コーナー含む) ほか ・ 2階 研修室、フリースペースほか ・ 3階 ミーティングスペース、受付・相談コーナー、会議室ほか ・ 4～5階 ギャラリースペース ほか
指定管理者が行う業務内容	1 設置目的に資する事業の実施に関すること (1) 市民活動支援事業に関すること。 (2) 市民の社会参加促進事業に関すること。 (3) 移住者サポートデスク運営事業に関すること。 (4) 定住者サポートセンター運営事業に関すること。 (5) 上記の3事業にかかる総合窓口の設置・運営に関すること。 (6) 施設および設備の提供に関すること (7) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

	<p>2 センターの施設の使用の許可および制限に関すること</p> <p>3 センターの維持管理に関すること</p> <p>(1) 館内および敷地内清掃</p> <p>(2) 機械警備業務</p> <p>(3) 避雷針検査</p> <p>(4) 電気保安点検</p> <p>(5) 消防用設備保守点検</p> <p>(6) 防火スクリーン保守点検</p> <p>(7) エレベータ設備点検</p> <p>(8) 自動ドア設備保守点検</p> <p>(9) 排煙窓保守点検</p> <p>(10) ガスヒートポンプ保守点検</p> <p>(11) ごみ処理</p> <p>(12) 除雪</p> <p>(13) 施設・設備の修繕</p> <p>(14) その他維持管理に関すること</p> <p>4 その他の業務に関すること</p> <p>(1) 入館者の安全確保、災害発生時の対応</p> <p>(2) 市に提出する書類の作成等庶務経理業務</p> <p>(3) その他センターの管理運営に必要な業務</p>
<p>利用料金</p>	<p>施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用します。</p> <p>指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。</p> <p>利用料金は、市が条例で定める使用料を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めることができます。</p>
<p>自主事業</p>	<p>指定管理者は、指定管理委託とは別に、施設の目的を効果的に達成するため、講座や喫茶コーナーでの営業などの事業を自主的に行うことができます。</p>
<p>施設管理 運営経費</p>	<p>施設の管理運営に関する一切の費用（準備経費を含む。）は、利用料金および市が支払う指定管理委託料のほか、自主事業の収益などをもって充てるものとします。</p>
<p>条 例</p>	<p>函館市地域交流まちづくりセンター条例 函館市地域交流まちづくりセンター条例施行規則 函館市地域交流まちづくりセンター駐車場管理規則</p>
<p>現指定管理者</p>	<p>NPOサポートはこだてグループ</p>